

# 「トライバル・ダンス」論争 —合衆国南西部プエブロの事例から—

水野由美子

名古屋大学大学院国際言語文化研究科助教授

## I. はじめに

1920年代前半のアメリカ合衆国では、先住民の習俗に関する政策をめぐる激しい論争が起こった。この論争は、内務省インディアン局<sup>1</sup>が先住民のダンスを制限する一連の通達を出したことに端を発しており、「トライバル・ダンス」（あるいは「インディアン・ダンス」）をめぐる論争と呼ばれているものである。

この論争は、先住民史の先行研究においてしばしば言及されてきた。例えば、フランシス・プルーカは、先住民政策史に関する著書のなかで同論争を取り上げ、インディアン局による「キリスト教の道徳を強化しようとする真面目な試み」に対して、ダンスに「美や神秘的な体験」を見出した知識人が反発して起きた論争と位置づけた<sup>2</sup>。他方、歴史家のケネス・フィリップは、ダンスを規制しようとするインディアン局に対し、従来の同化政策に疑問を呈してダンスを擁護した知識人の対立という捉え方をしている<sup>3</sup>。先行研究では、概して、この論争を「インディアン局と保守派知識人」対「良心的・進歩派知識人」の対立と見なす傾向があり、ダンスをひとつの文化として認めるか否かが争点であるとされてきた<sup>4</sup>。しかし、以下で詳しくみていくように、同論争においては、ダンスを認めるか否かを決定するのは誰なのか、そしてその権限は何に依拠しているのかという、それまでの政策論では不問に付されていた問題が新しい争点として含まれていたのである。そして、同論争の過程で規制導入の主体（＝インディアン局）が顕在化するに伴い、同局—「インディアン」関係の矛盾が浮き彫りにされるようになったのである。

以上の点を踏まえて、本稿では、1920年代のダンス規制をめぐる論争に即して、何が問題視されるに至ったのかを検証する。さらに、論争の過程でさかんに言及されるようになった南西部の先住民プエブロ<sup>5</sup>に即して、プエブロ指導層の対応とその意義についても検討していきたい。（地図・1参照）

地図・1

## II. 「トライバル・ダンス」論争の展開

バーサム法案が破棄されてまもなく、先住民の習俗に関する政策をめぐって新たに論争が起こった。この論争は、内務省インディアン局が先住民のダンスを制限する一連の通達を出したことに端を発しており、「トライバル・ダンス」（あるいは「インディアン・ダンス」）をめぐる論争と呼

ばれているものである<sup>6</sup>。ここでは、論争の過程で、プエブロ既存の統治組織の「正統性」やインディアン局の権限をめぐる議論へと発展していったことに注目ししつつ、その歴史的意義を明らかにしていきたい。

1921年4月、内務省インディアン局長チャールズ・バークは、各保留地に駐在している監督官にむけて次のような「通達 1665 番」を出した。

あらゆる形態のインディアン・ダンスすべてを弾圧することは当局の政策方針ではない。[中略]しかし、最も未開かつ異教的状況下におけるダンスは往々にして有害である。もしインディアンのあいだでそのような状況が見受けられる場合は、可能な限り教育的手段によって、ただし必要ならば懲罰を通じて取り締まるべきである。[中略]サン・ダンスやその他同種のダンスや宗教的儀式については、既定の規則に基づき「インディアンの犯罪」(“Indian offenses”)として処罰の対象となる<sup>7</sup>。

続いて1923年2月には、「通達 1665 番の補足」と題した新たな通達において、バーク局長は以下のような提言を行っている。

インディアンのダンスは週日の日中に行い各月に一回を限度とすること、各行政区の一カ所のみでおこなうこと、50歳以下はダンスへの参加や見学をしないこと、そして、ダンスに反対する世論を喚起すべく注意深いプロパガンダを行うべきである<sup>8</sup>。

さらに、1923年2月24日付で「全インディアンへ」と題した声明文を発表し、ダンスを自粛するよう各地の保留地在住の先住民へ呼びかけ、こう述べている。

これらの無益で有害なダンスについて、私は命令を発することはできるが、むしろあなた方の自由意志に基づいて自粛してほしいと願っており、そのためにこうして依頼しているのです。種まき・耕作・収穫の月には集会を開催しないこと、その他の時期には短時間にとどめ、薬物の使用やギャンブル等は行わないこと、監督官が認めていないダンスは行わないことなどについて、担当の監督官と協議し合意することを強く勧めます<sup>9</sup>。

一連の通達について、ヒューバート・ワーク(Hubert Work: 在任期間

1923-1929 年)内務長官は、彼の諮問機関であるインディアン業務諮問委員会も「すべての合法的な古来の儀式」は尊重すべきであるが「インディアンの福祉と進歩」を妨げるときは奨励されるべきではないという見解を表明しているとしてバーク局長を全面的に支持しており、さらにこのように正当化している。

政府は、インディアンの宗教なりもろもろの崇拜の対象なりを根絶しようとしているのではない。ただ、それらのしきたりを、キリスト教の流儀—文明が是とし、我々の生活規範が依拠し、かつ我々の政府がその基礎を置くキリスト教—と調和するよう修正する試みを承認しているにすぎないのである<sup>10</sup>。

ところが、ワーク内務長官の主張とは異なり、これらの通達をきっかけに有力ロビー団体の中で激しい論争がおこったのである。なお先住民の信仰や習俗への干渉は、地域差はあるとはいえ 1920 年代以前からみられた古くて新しい問題であった。たとえば、19 世紀末の大平原地帯においては、先住民と合衆国軍の武力対立の激化に伴い、先住民の集会や儀式への介入が頻発していた。事実、1890 年にサウスダコタ州で起こったウンデッド・ニーの虐殺は、「ゴースト・ダンスによる損害」を大義名分として合衆国軍が派遣されたことが引き金になったといわれている<sup>11</sup>。しかし、このような過去の事例とは対照的に、1920 年代になってだされたダンス規制に対しては、前例のない規模での激しい反対運動が起こったのである。以下では、主要な論者の主張を具体的に検討していきたい。

1913 年、セオドア・ローズベルト大統領に随行して南西部の保留地を視察したことがきっかけとなり、インディアン権利協会（以下 IRA と略記）は南西部の先住民の習俗に強い関心を寄せるようになった。とりわけウェルシュ会長は、ニューメキシコ州のプエブロにおいては「石器時代の遺風」や「封建制より悪いボス・システム」が依然として機能していることに驚き、視察後、インディアン局に対して何らかの規制を導入するよう度々要請していた。実際のところ、前述のバーク局長による一連の通達は、IRA や一部の宣教師会などによる度重なる提言を受けて出されたものである。それに対し、このようなダンス規制に意義を唱えたのがインディアン擁護

協会(以下 AIDA と略記)であった。そして、ダンス規制支持派を率いる IRA と規制反対派の旗手 AIDA のあいだで激しい議論の応酬が繰り広げられることになったのである。

ここで留意すべきは、インディアン局による一連の通達自体は全国の先住民を対象としていたにもかかわらず、これらの規制支持派・反対派はともにニューメキシコ州のプエブロの事例を最大の争点として取り上げたという点である。それは、一方の規制支持派からみれば、プエブロのあいだでは IRA のウェルシュいわく「異教的」で「道徳に反する」ダンスが他地域の先住民よりも盛んだったからである。他方の規制反対派にとっては、プエブロは「モラルや適応力の源泉」である「共同体的習慣」や伝統的組織が破壊されていない稀少なケースとみなされていたのである<sup>12</sup>。

このダンス論争は世論の注目も集め、新聞や雑誌でしばしば取り上げられているが、以下では、その一例として『ニューヨーク・タイムズ』紙に寄せられた投書を見ていきたい。まず 1923 年 12 月 2 日付の同紙には、「トライバル・ダンスの害悪」と題した投書が掲載されている。寄稿者は YWCA のイディス・ダブであった。ダブは、IRA やインディアン局の協力を得ていくつかの保留地で調査を行い、とくに先住民の宗教に関する論考を公表していたことで知られていた。そのダブによれば、「無言の自己犠牲を強いる残酷さ」という要素が「トライバルな習慣」にはあるという。そのため、インドにおいてサティー（妻の殉死）という慣習をイギリス植民地政府が禁止したように、政府による規制は必要であるというのである<sup>13</sup>。

ダブの主張に対し、反論に出たのは AIDA のジョン・コリアであった。コリアは、1923 年 12 月 16 日付の「インディアン・ダンスを擁護する」と題した投書のなかで、こう述べている。従来の「アメリカ化」政策は「インディアンはアングロサクソンになるべきという全か無かの闘争という観念」にとらわれていたが、近年、これとは真っ向から対立する新しい見解—「人格形成、道徳的安定性、文化は相互依存的であるという認識」や相対的な宗教観—が現れつつある。そして、百年前はいざ知らず、現在の英・仏の植民地行政官は「土着文化の愛好者であると同時に現代科学文明の伝達者」であると主張し、同化か隔離して未開の状態を放置するかという二

者択一しかないとするダブの前提に対して疑問を呈した。さらに、コリアは同様の趣旨で一連の論考を矢継ぎ早に発表し、ダンス規制の不当性を世論に訴えたのである<sup>14</sup>。

「コリアの非常に巧妙なプロパガンダ」に危機感を募らせた IRA のウェルシュは、1924年10月15日付の同紙への投書においてこのように反論している。プエブロの「いわゆる宗教的習慣にはあまりに不道德」なものが含まれており、プエブロ内部の少数派である「キリスト教徒の進歩派インディアン」の進歩」が妨げられているが、その証拠となるインディアン局の調査報告書は「活字にするに適さない」ほど「不道德な」内容のため具体的な引用は差し控えたいという。そのため、何をもって「不道德」としているのかは明らかにされていない。そして、「このような非アメリカ的な墮落した状態」が「コリア氏の称賛する」「カシケ」(cacique：一般的には族長・地方政治のボスの意)を中心に存続していることに嫌悪感を示した<sup>15</sup>。

ここで、プエブロ社会におけるカシケについて補足しておきたい。序章ですでに述べたように、16世紀末以降のスペイン植民地(ヌエボ・メヒコ)の建設に伴い、リオグランデ河流域の各プエブロはスペイン植民地政府の支配下におかれることになった。フランシスコ会宣教師によるカトリックの強制的改宗やプエブロの叛乱を経て、17世紀には、プエブロはカトリックを受け入れつつ「土着信仰・習俗」をも保持する政治的・社会的メカニズムを生み出している。プエブロ出身の人類学者エドワード・ドジャーはこれを「コンパートメント化」とよび、「社会的儀式上、相互に区別する二つの制度」つまり「ひとつは土着のものであり、もう一つはスペイン系・カトリックの伝統に基づいているもの」の並存を可能にするシステムであると定義している。実際、17世紀の各プエブロでは、スペイン植民地政府に倣い、行政の長である「ガバナー」(governor)以下の補佐役と主に立法を司る「評議会」(council)が創設され、植民地政府などの外部との交渉にあたる一方で、外部からの干渉を避けるため「土着信仰・習俗」の司祭長ともいべき「カシケ」とガバナーや評議会とは外見的な組織上「政教分離」する動きがみられた<sup>16</sup>。いいかえれば、少なくとも制度上は祭政一致ではなく、カシケの権限に一定の制約が課されているような政治組織をつ

くりあげることで、「土着信仰・習俗」への外部からの介入を避けようとしたのである。

このカシケについて IRA は強い関心をもっていたらしく、IRA の機関誌『インディアン・トゥルース』ではたびたび言及されている。たとえば 1924 年 4 月号の同誌には次のような記述がみられる。プエブロ社会には「個人の宗教的自由はほとんど存在していない。カシケの少数独裁が[各プエブロの]行政府を実質的に操っており、彼らは文字通り鉄の棒を使って、進歩へとつながる全ての試みを弾圧すべく人々を厳しく管理している」。そして、プエブロで「異教的で忌まわしい習俗」が存続している理由は、カシケに代表される「時代遅れの反動主義者」が「進歩的な」若年層を抑圧しているからであるというのである<sup>17</sup>。

なお、ウェルシュのいう調査報告書についても若干の説明が必要だろう。この報告書とは、当時、一般に「シークレット・ダンス・ファイル」（以下「ファイル」）と呼ばれていたインディアン局の内部文書のことであり、主に 1910 年代後半にプエブロ所管のインディアン局監督官などによって収集・作成された供述書と報告書の総称である。なかでも約 6 万語に及ぶ供述書には、プエブロなどの習俗に関する地元の宣教師、インディアン局職員、学校教員、それに先住民自身の証言が含まれていた<sup>18</sup>。

ところで、すでに引用したウェルシュの投書はさらなる論議を巻き起こすことになった。同年 10 月 24 日付の『ニューヨーク・タイムズ』紙には、プエブロの遺跡調査で知られる考古学者・人類学者 F.W.ホッジによるウェルシュ批判の投書が掲載されている。ホッジによれば、プエブロの儀式＝「残酷・不道德」説は、プエブロ自身の創作であるという。「ナンセンスなうわさをわざと広め、彼らの信仰に近づきすぎる白人を翻弄する」ことは、外部の干渉を避けるために長年培われてきた彼らの戦略であるというのである。また、ウェルシュのいうカシケ抑圧されている「キリスト教徒の進歩的インディアン」の署名簿も、「ファイル」の供述書と同様、インディアン局職員の機嫌を損ねないためにプエブロの住民が適当にサインをしたにすぎないと述べ、それらを根拠とするウェルシュの議論は説得力を欠くと主張した<sup>19</sup>。このホッジの投書に対しては、今度は IRA の事務官 M.K.

スニフェンが同紙において反論している。スニフェンは、ホッジは実物の供述書をみていないと決めつけ、プエブロの異教的なカシケが「個人を虐げ、あらゆる進歩を阻止」している現状を打破し、「真の信教の自由」をもたらすことを IRA は率先して実現させていくとの決意表明をしたのである<sup>20</sup>。

IRA の攻勢を受けて、コリアは 11 月 16 日付の「プエブロの宗教」と題した投書のなかでこう反論している。「プエブロインディアンの宗教は不道徳」であり「非キリスト教徒のプエブロがキリスト教徒のプエブロを迫害している」と IRA の幹部は誤解しているので、これまで何度も IRA に対して誤りを訂正するよう AIDA は要請してきたにもかかわらず、今までのところ何の返事もないという。また、「ファイル」の内容以前に、そもそもインディアン局の未公表資料である「ファイル」が回覧されて規制を正当化する根拠となっていることこそが「センセーショナルな」問題であると訴えた<sup>21</sup>。

このような応酬を経て、議論の争点は次第にこの二点へと集約されていた。それは、インディアン局の内部文書（「ファイル」）の信憑性と、プエブロ社会における「全プエブロ評議会」といった政治組織の正統性についてであった。そして 1924 年末までには、この二つの点をめぐり IRA と AIDA が鋭く対立していることは周知の事実となっていた。

一方の「ファイル」については、メディア上では「ファイル」からの具体的な引用はほとんどなされていないにもかかわらず、ロビー団体のメンバーでその内容を知らない者はいないといった奇妙な状況であった。当時、人類学者は先住民政策に関してほとんど公的な発言をしていないが、人類学者のアルフレッド・クローバーは IRA のウェルシュ宛の書簡のなかで、IRA が自説の根拠として持ちだした「ファイル」の信憑性について疑問を投げかけている。その後、「ファイル」はある事柄についてただ一人の証言を論拠としていたり、スミソニアン博物館による約 40 年にわたる先住民の習俗に関する研究成果などには全く言及していないばかりか、内容的にも食い違いがみられるなど、ずさんな調査方法が明らかにされるに従って急速に信憑性を失っていった。1925 年初頭以降には、「ファイル」を根拠



にインディアン局による規制を支持する主張はみられなくなった<sup>22</sup>。

これとは対照的に、プエブロ既存の政治組織である全プエブロ評議会をめぐっては対抗組織の設立が企てられるなど、その正統性をめぐってさらなる攻防が繰り広げられることになった。全プエブロ評議会については、「コリアが創設した」という説は当時から存在しており、後世の研究者のあいだでも論争になっている。確かに、コリアは AIDA の他の会員とともにプエブロ間の団結を訴えて各ガバナーを説得したり声明文や嘆願書などの文書作成のコツを伝授したりするなど、全プエブロ評議会の活動に積極的に関与して全幅の信頼を得ていた。けれども、スペイン植民地時代から複数のプエブロの代表が必要に応じて会合を開いてきたことや評議会の召集や運営はプエブロ自身が行っていることなどから、全プエブロ評議会は各プエブロの統治機構（評議会）を基盤とした自発的・自律的な合議体であるとみなすべきであろう<sup>23</sup>。

それに対し、プエブロの既存の統治組織を敵視していた IRA は、全プエブロ評議会の対抗組織として「全プエブロ進歩主義評議会」(The All Pueblo Progressive Council 以下、進歩主義評議会と略記)の結成を一部のプエブロに対して働きかける一方、同評議会への支持を訴えるキャンペーンを開始した。IRA の調査員であるクララ・D・トゥルーは、1924 年 6 月の婦人クラブ連盟のビエンナーレに進歩主義評議会のメンバー数名とともに出席し、プエブロでは「進歩派」の「キリスト教徒のインディアン」に対する「異教徒のインディアン」の暴力や「宗教的専制」が横行していると訴えた。トゥルーによれば、プエブロには「進歩派＝キリスト教徒対守旧派＝異教徒の対立」があるというのである<sup>24</sup>。さらにこの進歩主義評議会については、IRA だけでなくインディアン局も積極的な支援に乗り出している。当局にとって、インディアン局作成の諸法案や通達に反対する声明文を公表したり首都ワシントンへ代表団を派遣したりといった全プエブロ評議会の活動は、目に余るものであったからである。

このような IRA やインディアン局の動きを牽制すべく、全プエブロ評議会は新たな声明を公表し、インディアン局はプエブロの宗教生活について事実無根の「恥ずべき主張」を繰り返しているだけでなく、「部族生活の

破壊」や「部族の自主政府の無力化」をも画策していると公然と非難し、両者の対立は鮮明となった<sup>25</sup>。このような状況のなかで、北部プエブロ所管の監督官 C.J.クランダルは北部プエブロのガバナーと評議会宛に通達を送り、「(1924年)5月27日の進歩主義評議会において、各プエブロのガバナー他の行政官を一般投票で選出することが決議された」と一方的に通告した。それに対して、北部プエブロのガバナーは次のように返答している。進歩主義評議会に対するプエブロ内の支持者はプエブロ全人口の0.6パーセントあまりにすぎずプエブロを代表しているとはいえず、他方、トゥルーや A.B.レネハンなどの非プエブロの支持者の真の関心事は土地問題であり、混乱を引き起こすために対抗組織の創設を企てているというのである。さらにプエブロはすべてキリスト教徒であると述べ、「政府の郵便代免除という特権を不当に使って」インディアン局が進歩主義評議会関連の書類を配布していることを非難した<sup>26</sup>。

実態としては、進歩主義評議会に対するプエブロの支持者約50名は、プエブロ内の土地使用権の分配や排水溝の掃除などの共同作業の割当てに不服を申し立てている特定個人を支援しており、宗教的自由自体を主要な争点としていたとは言い難い。事実、これらの具体的な問題が解決した1925年秋には、同総会は自然消滅している。また、トゥルーの主張にみられる「進歩派＝キリスト教徒対守旧派＝異教徒の対立」との図式では、住民の大半がカトリック教徒であったプエブロ社会の実態を説明できないのである。つまり、「キリスト教徒の進歩派对異教徒の守旧派」という対立、「前者の進歩主義評議会対後者の全プエブロ評議会（あるいは各プエブロのガバナー・評議会）の対立」の構図は、当時のプエブロ社会にはあてはまらないのである。この対立の図式は、コリアの言葉を借りれば「白人の発明」にすぎないのだった<sup>27</sup>。

では、このような「白人の発明」の背後にはどのような動機があったのだろうか。まず、進歩主義評議会に直接関与していたトゥルーやレネハン は、バーサム法案を通じて非プエブロの土地所有権拡大を画策していたことで知られており、彼らの本当の関心は土地問題にあったと考えられる。プエブロの内政組織や宗教生活について、彼らがどれだけ知っていたのか

はさだかではないが、いずれにせよそこに真の関心があったわけではなかった。進歩主義評議会の結成と支援の真の目的は、プエブロ内の不平分子を利用して既存の指導層や組織を切り崩すことであった。そうすれば、係争中の土地所有権問題において、プエブロに対して優位に立つことができるからである。他方のIRAの場合は、経済的な動機というよりもむしろ、個人主義的価値観やキリスト教的信条を反映した当為論の観点から進歩主義評議会を支持していた。ウェルシュによれば、プエブロの「古い異教的な因習」は、「昔のソドムとゴモラに栄えたソドム人の醜行」に等しく、「キリスト教から導き出される進歩的な考え方や習慣を抑圧している」のだった。そして、各プエブロのガバナーや評議会、カシケといった既存の組織や指導層、それらに依拠した全プエブロ評議会といった自発的な組織は、すべて「進歩」を妨げる「部族的」な諸要素のカテゴリーに含まれるとみなされたのである。この点については、AIDAのコリアが再三にわたり事実認識の誤りを指摘し訂正を促したものの、IRAは受け入れなかった。つまるところIRAにとっては、プエブロの宗教・社会組織などに関する事実よりも、同組織設立時の目標である「インディアン」を一市民として「我々人民の一般生活へ彼らを同化」すること―保留地と「部族的」社会構造の解体を通じて―を一刻も早く達成することの方が重要だった。そうすれば、積年の「インディアン問題」自体が霧消するとIRAは考えていたからである<sup>28</sup>。

進歩主義評議会は一年足らずのうちに解散したものの、その直後には、インディアン局は新たな対抗組織の創設へと乗り出した。1926年10月、合衆国プエブロ評議会(The United States Pueblo Indian Council)という名の下でプエブロの指導者を召集し、全プエブロ評議会にかわる「公式な」組織の結成を要請したのである。ここでいう公式な評議会とは、インディアン局が運営費を支給し、インディアン局の召集によってのみ開催される評議会のことであった。インディアン局は、全プエブロ評議会は「非公式」と断じ、代わりに「公式」な組織の創設を試みたのである。第3回合衆国プエブロ評議会の会合において、エドガー・メリット局長補佐は「あなたがたの習慣、儀式、ダンス、伝統、宗教、プエブロ行政府へ干渉」する意図は

ないと演説して「公式」な組織への参加を訴えた。けれども、出席者は毎回何の行動もとらず、ただ座っていただけであったという。パブロ・アベイタによれば、プエブロ内には「ガバナー」と呼ばれる指導者がいるので、彼らを「ただのかかし」にして「外部の人間が我々の問題を解決」するようなことは避けたかったからであった<sup>29</sup>。端的に言えば、この「合衆国プエブロインディアン評議会」とは、全プエブロ評議会が自律的な活動を行ない、さらにコリアらの改革運動の拠点ともなりつつあったことに対する、一部のインディアン局職員が抱いた危機感の産物であった。

結局、1929年、バークの後任・ローズ局長により、全プエブロ評議会が連邦政府との交渉窓口として承認されたことを機に、合衆国プエブロ評議会は消滅した。なお、インディアン局によるダンス規制の通達については、いくつかのプエブロで監督官が規制を実施する動きがみられたが、AIDAと全プエブロ評議会が連携して抗議した結果、実質的には撤回せざるを得なくなった。ただし、これらの通達が公式に撤回されたのは、コリアがインディアン局長に就任した直後の1934年、コリア自身の通達によってである<sup>30</sup>。

ダンス規制をめぐる論争を経て、1887年の結成以来、先住民関連のロビー活動を主導してきたIRAの威信は大きく傷つけられることになった。それに代わって影響力を増したAIDAは、IRAとは異なる先住民政策論を掲げ、インディアン局への批判を強めていくことになる。またこの論争を契機に、バーク局長の行政手腕も疑問視されるようになった。1926年6月1日付の『ニューヨーク・トリビューン』紙には、バーク局長を諷刺する漫画が掲載された（資料・1）。ここでは、チャールストンやヴァージニアリールなど当時熱狂的に流行していたフォークダンスとプエブロのダンスが対比され、ダンス規制に伴う根本的な問題が見事に浮き彫りにされている。すなわち、「野蛮な」ダンスとは何か、そうではないダンスの境界はどこにあるのか、誰がどのような権限と根拠によりダンスを規制・禁止するのかという問題である。

### III. プエブロ評議会の対応

このような論争の最中、プエブロの指導層は当時としては例外的に、インディアン局の諸施策に抗議するための代表団をニューヨークや首都ワシントンに派遣している。けれども代表団派遣による抗議という方法は、資金

調達や日程調整などの点で、非先住民を会員とする AIDA などのロビー団体に全面的に依存したものであった。プエブロのみならず各地の先住民諸社会は、先住民政策の動向を直接左右する中央政界やマスコミ業界からは完全に遮断されていたからである。また代表団派遣と同時に、各プエブロの指導層は、インディアン局長や内務長官に対して抗議の書簡を再三にわたり送っている。たとえばヘイマス・プエブロのガバナーらは、「人間の感情の発露や表現という観点から見た場合、サーカスやお祭り、あるいは闘牛場や劇場などでみたことのあるダンスと比べて、われわれのダンスが取り立てて野蛮であるとは考えられない」と訴え、通達の撤回を求めた。それに対する内務長官の返答は、墮落していない娯楽を禁止する意向はまったくないが、「神の定めた自然法則に反するいくつかのダンスは自制すべき」であるという曖昧なものであった。このようなやりとりが各プエブロと内務省インディアン局のあいだで繰り返されたものの、プエブロの指導層にとって満足のいく回答は得られなかった。この書簡による抗議という方法は、当時のプエブロ指導層が唯一自らのイニシアティブで行いうる意思表示の手段であったが、政策や論争の動向に対して大きな影響を与えることはできなかった。

このように、自らに直接かかわる施策に対してでさえ発言権は全く与えられていないという権力構造のなかでは、代表団の派遣や書簡による抗議という方法の限界は明らかであった。ところがここで注目すべきは、当時の各プエブロの村落においては、このような抗議行動ではない別の原理にもとづいた動きもみられたという点である。それは、外部者による自文化の表象(意味づけ)を拒否する秘密主義とよぶべき戦略である<sup>31</sup>。具体的には、対外的には祭礼行事の写真撮影・スケッチの禁止や非公開化を進める一方、対内的には門外不出とされた民俗信仰関連の情報を口外した者を処罰することなどであった。いわば緘口令を徹底させるという方法をとったのである。

また当時、プエブロでダンスが開催されるときには、フレッド・ハーヴェイ社が主催する「インディアン・ツアー」の観光客や人類学者などが見物する姿がよくみられた。それに対してプエブロの指導層は写真撮影やス

ケッチを禁止したり、ダンスそのものを非公開にしたりして警戒心を強めていた<sup>32</sup>。このような「秘密主義」は、対等に意見を表明することができない立場におかれた者でもなしうる「意思表示」であった。逆にいえば、秘密主義という戦略以外に、意思表示をする手立てはなかったのである。

なお全プエブロ評議会は、「インディアンの友」と自称する並み居る改革者のなかでもジョン・コリアとの関係を最も重視するようになった。プエブロ土地法以後の土地所有権の立証や賠償等の手続きのため、資金集めに奔走し弁護士を斡旋したのは、他ならぬコリアであったからである。また、コリアは、社会集団の規範・倫理の源としての信仰・習俗の重要性を理解していたからでもあった。1933年の全プエブロ評議会においてディエゴ・アベイタが称賛したように、大半のプエブロにとって、コリアは「個人的に親しい友人」であり「我がトライブの一員」となっていた。このことは、リオグランデ川流域のプエブロの「秘密主義」や白人に対する警戒心の強さには定評があったことを考慮すれば、極めて異例のことであった<sup>33</sup>。

以上のように、1920年代における先住民政策改革運動の最大の成果は、新旧の思潮の対立を経て新しい理念や政策の原型が形成されたことである。改革諸団体にとっての真の試金石は、先住民の信仰と習俗をめぐる問題であった。今世紀初頭までの連邦議会・連邦政府公認のキリスト教化政策が象徴するように、先住民の信仰・習俗に対するキリスト教の絶対優位は、1920年代当時の主流—アングロサクソン・プロテスタント—社会においては依然として常識であった。そのために、保留地におけるインディアン局の「圧政」—行政権のみならず一部の立法権や司法権までも行使しうるインディアン局の肥大化した権限—のもと、集会の自由などの権利侵害も事実上黙認されてきたのである<sup>34</sup>。コリア率いるAIDAは既成の制度のあり方そのものにかかわる問題を顕在化させたために、改革団体の間では真っ向から対立する見解が出されたのである。

また、実質的に論争の対象となったプエブロについては、プエブロ自らがイニシアティブをとり、プエブロ間の団結を高めることで書面による直訴や世論喚起の活動を積極的に行なっていた。ただし、先住民に対する政策立案や施行に関しても先住民自らには発言権がなかった当時、プエブロ

指導層はかつての秘密主義を徹底させることで「積極的に」関与しようと試みたのである。このように、発せられた言葉や表立った行動だけではなく、沈黙や回避といった行為が何を意味しているのかを考える必要があるのである。

## 付記

本稿のII節は、拙稿「1920年代の『トライバル・ダンス』論争—その展開と歴史的意義—」『一橋論叢』（第128巻2号（2002年8月）：128—142ページ）の一部を加筆修正したものである。

また、本稿のIII節については、詳しくは、拙稿「プエブロー文化継承の戦略と課題」『講座 世界の先住民族』（明石書店、近刊予定）において論じた。

---

<sup>1</sup> 本稿では、合衆国の先住民の呼称として、引用文中や部局名等に関しては「インディアン」という用語をそのまま使用する。

<sup>2</sup> Francis Paul Prucha, *The Great Father* (Lincoln: University of Nebraska Press, 1984), 803.

<sup>3</sup> Kenneth R. Philp, *John Collier's Crusade for Indian Reform: 1920-1954* (Tucson: University of Arizona Press, 1977), 243, chap. 3.

<sup>4</sup> Brian W. Dippie, *The Vanishing American: White Attitudes and U.S. Indian Policy* (Wesleyan University Press, 1982), 279-282.

<sup>5</sup> プエブローとは、合衆国南西部のニューメキシコ州リオグランデ川沿いに19の村落（スペイン語で村落の意）にわかれて居住する先住民グループの総称である。

<sup>6</sup> この論争は、先住民史の先行研究においてしばしば言及されてきた。例えば、フランシス・プルーカは、先住民政策史に関する著書のなかで同論争を取り上げ、インディアン局による「キリスト教の道徳を強化しようとする真面目な試み」に対して、ダンスに「美や神秘的な体験」を見出した知識人が反発して起きた論争と位置づけた。他方、歴史家のケネス・フィルプは、ダンスを規制しようとするインディアン局に対し、従来の同化政策に疑問を呈してダンスを擁護した知識人の対立という捉え方をしている。先行研究では、概して、この論争を「インディアン局と保守派知識人」対「良心的・進歩派知識人」の対立と見なす傾向があり、ダンスをひとつの文化として認めるか否かが争点であるとされてきた。しかし、以下で詳しくみていくように、同論争においては、ダンスを認めるか否かを決定するのは誰なのか、そしてその権限は何に依拠しているのかという、それまでの政策論では不問に付されていた問題が新しい争点として含まれていたのである。そして、同論争の過程で規制導入の主体（＝インディアン局）が顕在化するに伴い、同局—「インディアン」関係の矛盾が浮き彫りにされるようになったのである。

<sup>7</sup> Congress, Senate, Committee on Indian Affairs, *Survey of Conditions of the Indians in the*



---

*United States: Hearings before the Committee on Indian Affairs*, 69<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> sess., 23 February 1927, 51; John Collier, “Persecuting the Pueblos,” *Sunset Magazine* (July 1924), 50, 92.

<sup>8</sup> Ibid.

<sup>9</sup> “A Message,” in *John Collier Papers*, Yale University Library, Reel 9, microfilm. 以下、*Collier Papers*, Reel #と略記。

<sup>10</sup> 大平原地帯の先住民のサン・ダンスについては、19世紀末に連邦政府による弾圧が行われた。Congress, Senate, Committee on Indian Affairs, *Survey of Conditions of the Indians in the United States: Hearings before the Committee on Indian Affairs*, 69<sup>th</sup> Cong., 2<sup>nd</sup> sess., 23 February 1927, 51; Robert M. Kvasnicka and Herman J. Viola, *The Commissioners of Indian Affairs, 1824-1977* (Lincoln: University of Nebraska Press, 1979), 259; Hubert Work, *Indian Policies: Comments on the Resolutions of the Advisory Council on Indian Affairs* (Washington, D.C.: GPO, 1924), 9, Hubert Work, “Our American Indians,” *Saturday Evening Post*, 31 May 1924, 92.

<sup>11</sup> Alice Beck Kehoe, *The Ghost Dance: Ethnohistory and Revitalization* (Fort Worth: Holt, Rinehart and Winston, 1989), 19-20.

<sup>12</sup> Kelly, *Assault*, 301; Philp, *Collier's*, 55-56; Herbert Welsh, “The Pueblo Indian Rites,” *New York Times*, 26 October 1924, 12(以下New York TimesはNYTと略記); John Collier, “The Red Atlantis,” *Survey* 49 (October 1922), 20.

<sup>13</sup> たとえば、G.E.E. Lindquist, *The Red Man in the United States*, (George H. Doran, 1923), xvii, chap. IV.同章においてダブは、プロテスタント諸教派間の対立が保留地におけるキリスト教布教活動の混乱・遅滞の主因であったが、近年ではYMCAやYWCAなどを通じて諸教派間の協調がみられ、先住民の若年層の間ではこれらの組織の活動が活発になりつつあると論じた。Edith Manville Dabb, “Evils of Tribal Dances,” *NYT*, 2 December 1923, sec.9, 8.

<sup>14</sup> John Collier, “Indian Dances Defended,” *NYT*, 16 December 1923, sec.8, 6; John Collier, “Plundering the Pueblo Indians,” *Sunset* 50 (January 1923); John Collier, “Religious Persecution of Indians Charged by Defense League Official,” *Sacramento Bee*, 23 August 1924, 12.

<sup>15</sup> Welsh, 12.

<sup>16</sup> Dozier, *The Pueblo*, 115-116. 行政部の人事には土俗信仰の聖職者の意向が尊重される場合が多かったが、少なくとも制度上の政教分離により、干渉を受けやすい一部の信仰・習俗を守ることが目的であった。Aberle, “Pueblo Indians,” 61; Edward H. Spicer, “Spanish-Indian Acculturation in the Southwest,” *American Anthropologist* 56 no.4 (August 1954); 669-670; Edward P. Dozier, “Rio Grande Pueblos,” in Edward H. Spicer, ed., *Perspectives in American Indian Culture Change* (Chicago: University of Chicago Press, 1961), 94. ただし、この仮説は実証的な裏付けが不十分との批判もある。Fred Eggan, “Summary,” in Alfonso Ortiz, ed., *New Perspectives on the Pueblos* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1972), 303. プエブロによっては、カシケガバナーを指名する場合もある。なお、ガバナーや評議会は独立性が高く、各プエブロで独自に運営されている。S.D. Aberle, 61, 93.

<sup>17</sup> The Indian Rights Association, *Indian Truth* I no.3 (April, 1924), 4.引用文中の[]内筆者。以下同様。

<sup>18</sup> Kelly, *Assault*, 302.

<sup>19</sup> F.H. Hodge, “Rites of the Pueblo Indians,” *NYT*, 26 October 1924, sec.8, 12.

<sup>20</sup> M. K. Sniffen, “Secret Dances of the Pueblos,” *NYT*, 1 November 1924.

<sup>21</sup> John Collier, “The Religion of the Pueblos,” *NYT*, 16 November 1924, sec.9, 12.

---

<sup>22</sup> この時期の人類学者の発言（あるいは沈黙）については Edward A. Kennard and Gordon Macgregor, “Applied Anthropology in Government: United States,” in A. L. Kroeber, ed. *Anthropology Today* (Chicago: University of Chicago Press, 1953) に詳しい。Kelly, *Assault*, 306, 324. 「ファイル」の具体的な問題点については、注 21 (Collier の一連の著作) を参照。

<sup>23</sup> 先行研究においては、同評議会の性格をめぐる対立がみられる。ケリーは、評議会結成の発想が「インディアンの中で自発的に生まれたとするコリア自身の所説」には疑念を呈し、不明な点は残るもののおそらくコリアが組織したものと規定している。フランシス・プルーカ(Francis Paul Prucha)は、政策史に関する大著の中で、同評議会について「大部分インディアンの白人の友によって組織され運営されていた」と補足説明しただけであった。両者とも、各プエブロ内の既存の行政組織については、全く言及していない。それに対し、人類学者アルフォンソ・オーティス(Alfonso Ortiz)は、17 世紀のスペイン入植者との折衝のための機関が、全プエブロ評議会の前身であると位置づけている。同じく人類学者のエドワード・スパイサー(Edward H. Spicer)は、各プエブロの独立性故に、汎プエブロ的活動は 1680 年のプエブロ反乱以来下火となっていたが、1922 年の全プエブロ評議会結成によって再開したと述べている<sup>23</sup>。これらの人類学者は、スペイン植民地政府を模倣した各プエブロの行政組織の存在を前提として、それとの関連で全プエブロ評議会を捉えているのである。言い換えれば、ケリーやプルーカは、「もうひとつのコロニアル・ヒストリー」にはほとんど言及せず、「アメリカ合衆国史」の枠組みのなかで同評議会を評価する傾向があるといえる。いずれにせよこのような見解の相違は、全プエブロ評議会を単にお仕着せの組織として規定するのではなく、プエブロの既存の指導層と白人改革運動家との関係を具体的に把握する必要性を示唆しているのである。Kelly, *Assault*, 218; Prucha, *Great Father*, 799; Alfonso Ortiz, *The Pueblo* (New York: Chelsea House, 1994), 114; Spicer, *Cycles*, 173, 416. なお、プエブロ指導層と AIDA との書簡については、*Collier Papers*, reel 9. Alfonso Ortiz, *The Pueblo* (New York: Chelsea House, 1994), 114.

<sup>24</sup> 同総会は IRA の支持を得てプエブロの総人口の約 1 割を代表していると訴えた。*Collier Papers*, reel 9.

<sup>25</sup> “Indian Envoys Visit City,” *NYT* 31 January 1924, 13; “Indians Make Plea in Song and Dance,” *NYT* 9 February 1924, 14; “Declaration of All Pueblo Council,” 5 May 1924, in *Collier Papers*, reel 9. プエブロの声明文全文は以下の AIDA の機関誌に掲載されている。*American Indian Life* 2 (July-August 1925), 1-2, in *Collier Papers*, reel 9.

<sup>26</sup> “Indian Envoys Visit City,” *NYT* 31 January 1924, 13; “Indians Make Plea in Song and Dance,” *NYT* 9 February 1924, 14; “Declaration of All Pueblo Council,” 5 May 1924, in *Collier Papers*, reel 9. プエブロの声明文全文は以下の AIDA の機関誌に掲載されている。*American Indian Life* 2 (July-August 1925), 1-2, in *Collier Papers*, reel 9; “Circular No.17, To the Governors and Councils of the Northern Pueblos,” 21 July 1924, in *Collier Papers*, Reel 9; “The Pueblo’s Reply,” 18 August 1924, in *Collier Papers*, reel 9.

<sup>27</sup> Kelly, *Assault*, 312, 339. 水野「レッド・アトランティス」、202 頁。ジョン・コリアからマヒュー・K・スニフェン宛の書簡(1929 年 10 月 21 日付)のなかの言葉である。*Collier Papers*, reel 3.

<sup>28</sup> トゥルーやレネハンと土地問題については、コリアからプエブロ行政官宛の書簡(1924 年 6 月 25 日付)を参照。*Collier Papers*, reel 9. ウェルシュの発言は以下に引用されている。John Collier, “Do Indians Have Rights of Conscience?” *Christian Century* (12 March 1925), 348.

---

また、婦人クラブ連合は、見解を表明しない方針を執った。そして、内部対立を避けるため、1924年11月をもって、ジョン・コリアとの（同連合インディアン福祉委員会の調査員としての）契約を打ち切っている。Prucha, *Policy in Crisis*, 139.

<sup>29</sup> *American Indian Life* 10 (October- November 1927), 10-12, in *Collier Papers*, reel 9; “E.B. Meritt Addresses Pueblo Indian Council,” *The Indian Leader* 32 no.10 (16 November, 1928); Philp, *Collier’s*, 69; Joe S. Sando, *Pueblo Profiles: Cultural Identity through Centuries of Change* (Santa Fe: Clear Light, 1998), 44-46. *American Indian Life* 10, 10-12, in *Collier Papers*, reel 9.

<sup>30</sup> *American Indian Life* 15 (January 1930), 22, in *Collier Papers*, reel 9; あるプエブロにおけるダンスへの干渉については、Congress, House of Representatives, Speech of Hon. James A. Frear, 67<sup>th</sup> Cong., 1<sup>st</sup> sess., *Congressional Record* (4 March 1926), vol. 67, pt.7, 5048; John Collier, “A Reply to Mrs. Eastman,” *The Christian Century* (8 August 1934), 1018.

<sup>31</sup> J.H. Suina, “Pueblo Secrecy: Result of Intrusions,” *New Mexico Magazine*, January 1992; 60-63; Edward P. Dozier, *The Pueblo Indians of North America* (Waveland Press, 1970); Joe Sando, *Pueblo Profiles: Cultural Identity through Centuries of Change* (Clear Light, 1998).

<sup>32</sup> Dozier, *The Pueblo*, 115-116. Survey pt. 19 も参照。

<sup>33</sup> 例えば、1924-25年、プエブロの陶工についての現地調査を行った人類学者のルース・ブンゼルは、「激しい敵意」のためサント・ドミンゴ・プエブロでの調査を断念している。“Minutes of All-Pueblo Council, Santo Domingo Pueblo, July 4-5, 1933,” 109, in *Collier Papers*, Reel9, Ruth L. Bunzel, *The Pueblo Potter: A Study of Creative Imagination in Primitive Art* (Columbia University Press, 1929; reprint, Dover Publications, 1972), 2.

<sup>34</sup> コリアの意見書「圧政を合法化する法案」は連邦議会内で広く回覧されただけでなく、同様の内容が有力誌等に掲載されて世論の注目を集めた。一例として John Collier, “Are We Making Red Slaves?” *Survey* 23 (January 1927).